

## 第 18 号議案

足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例  
足立区リサイクルセンター条例（平成 9 年足立区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「及び販売」を削る。

第 12 条第 3 項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認めた場合を除き」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

リサイクルセンターの事業内容等を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。